

午後2時40分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、10番中島秀樹議員の質問を許可します。10番中島秀樹議員。

（10番中島秀樹君登壇）

○10番（中島秀樹君） ただいま質問の許可をいただきました10番議員の中島秀樹です。

本日最後の質問になります。皆様お疲れと思いますが、あと60分、御辛抱いただきたいと思っております。

あとは質問席より質問させていただきます。

（10番中島秀樹君降壇）

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） では、質問を始めさせていただきます。

その前にさわりの部分で少々雑談をさせていただきます。

きのう私、1冊の本を読ませていただきました。「もしイノ」という本で、出たばかりの本です。2009年、約6年前に「もしドラ」という本がはやったと思うんですけども、「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーのマネジメントを読んだら」という本があったと思っております。その第2弾です。きのう、その本、1日ぐらいで十分読める本ですので読みまして、その後、原本になる、これはピーター・ドラッカーという経営学者の本なんですけど、「イノベーションと起業家精神」という本があります。その本を読んでおりました、いい言葉だなというのがありましたので皆様に御紹介できたらなというふうに思っております。

きょう皆様の質問を、議員の質問を聞いておりましたら、将来に漠然たる不安を持っている。人口構造の変化が起こる、朝倉市には多分急激な、激的な人口変化が起こると思っております。それと今はやりのグローバル化が起きております。これはまずインターネットが発達することによりまして、昔は職員の皆様が持ってたような知識、本棚にしまっていた知識というのが、今は簡単に一般の市民の方も仕入れることができます。ということは文句を言う人が多くなった、商売にしてみれば専門知識というのが簡単に手に入るようになった、そういった意味で競争相手がふえたということです。たくさんの人と競争をしなければならないということです。

それと、皆様お気づきのように、この「もしドラ」が出たのは2009年、6年前ですけども、中国の存在というのはかなり大きくなったと思っております。今、中国で経済の問題が何か起きたら、皆様の生活に確実に影響が6年前に比べたらあるというふうに思っております。

これを経済学者のカール・ポランニーという人は悪魔のひき臼と呼んでおります。嫌でもこの悪魔のひき臼、グローバル化の中に私たちは巻き込まれていきます。激的な人口構造の変化、それからグローバル化、これによって私たちは将来に不安を持っております。でも、不安のまま立ちどまってるわけにはいきません。朝倉市はそれを

はねのけていかないといけません。そのために将来の希望や期待のために、今持っている時間であったり、予算であったり、職員のマンパワーを有効に使っていかなければなりません。

しかし、将来のため、未来のために使いますので、そこには不確実性とリスクが伴います。人間、不確実なものは嫌いです、確実なものが好きです。でも、よく考えてください。サラリーマンであり、船長であり、政治家であり、確実が好きな人はその業界では通用いたしません。不確実性というのは必ずついて回るんです。その不確実性の中とリスクを抱えながら、私たちは未来へ対する意思決定をしていかないといけません。ですから意思決定というのは不確実性とイコール、意思決定の本質は不確実性であるというふうに、そのピーター・ドラッカーの「イノベーションと起業家精神」という本には書いてあります。

ですから、不確実性の中で意思決定をしていかないといけません。ただし、その意思決定は勘ではいけませんとこの本の中には書いてあります。そこにきちんとした原理や方法、確実な方法に裏打ちされたものではないといけないというふうに書いてあります。

私は、ですからそれを一緒に職員の皆さんと、私は議員ですから一般質問という形で一緒に考えていきたいと思っております。勘ではなく、原理は何なのか、正しい方法は何なのか、それを考えてこの一般質問の機会を生かしていきたいというふうに考えております。

きょうは3項目挙げさせていただいておりますので、まず1番目の筑後川水系ダム群連携事業についてを50%の割合で、それからフッ化物洗口についてが30%、そして気になる子供たちへの対応についてを20%という割合で質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では最初に、筑後川水系ダム群連携事業についてを質問させていただきます。これは前回の9月議会の続きになります。

まず、この事業の現状はどうなってるのかをお尋ねいたします。また最初、もう1度、繰り返しになってしまうんですが、ダム群連携事業とは何かというのも簡単に御説明いただければと思っております。

○議長（浅尾静二君） 水資源政策課長。

○水資源政策課長（半田佳哉君） まずダム群連携事業の概要を説明いたします。

ダム群連携事業と申しますのは、筑後川の水が豊富なときに最大2トンの水を佐田川の木和田地区のちょっと上部になりますけれども、そこに導水をいたしまして、今建設中があります小石原川ダム、それから寺内ダム、江川ダム、これらの3つのダムを総合運用することによりまして、佐田川、あるいは小石原川を伝わりまして、さらに筑後川の下流に流すと。瀬ノ下の40トン確保すると、そういった事業でございます。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） ありがとうございます。筑後川の水量が豊富なときに最大毎秒2トンをポンプで導水して、寺内ダム、江川ダム、小石原川ダムの空き容量を活用すると

いう事業だというふうに御説明をいただきました。本当に新しいダムをつくらなくて、新たに水をためるという非常に頭のいい画期的な方法だなというふうに思っております。やはり官僚の方が考えることは非常にすばらしいな、頭がいいなというふうに感心をするような事業でございます。

では、このダム群連携事業というのは、今後どういったスケジュールになってるかを教えていただきたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 水資源政策課長。

○水資源政策課長（半田佳哉君） まず現状と今後のスケジュールでお話をいたします。

この事業につきましては、平成13年度に実施調査計画がなされております。そして予備調査といたしまして平成13年度から机上調査の検討、あるいは平成15年度から地形、地質、水門、動植物の事前調査が行われているところでございます。この調査につきましては、現在でも高木地区、松末地区、杷木地区でも行われている現状でございます。

そして、これがダム検証事業に、平成22年9月に全国83事業、検証ダムがあるわけですが、これも、この検証対象になりました。それで第1回目の検討の場が平成23年に行われましたけれども、その後、4年半ぶりに第2回目の検討の場が平成27年の10月26日に開催されたところでございます。その前にダム群連携事業の検討の場が開催されるということで、事前に区会長理事会、あるいは関係のコミュニティ協議会、また市議会全員協議会などに説明をいたしまして、つい最近、2回目の検討の場が開催されたところでございます。

そして、今現在終わっている段階では、その後1カ月以内に、検討の場の後に1カ月以内に関係地方公共団体等、福岡県、佐賀市、朝倉市ですかね、これに意見を求められまして、それからパブリックコメントの意見聴取が1カ月間で行われております。今の現状としてはそういった現状でございます。

これからどうなるかと申しますと、第3回目が間もなく、来年の1月ぐらいになる予定ということをお聞きしてはおりますけれども、第3回目の検討の場が開催される予定でございます。これにつきましては第2回の検討の場に出されたものに対して、各関係団体の意見等、それとかパブリックコメントが提出されておりますので、これの回答を含めて、第2回で検討の場で立案、抽出された対策案等において、今後コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、あるいは環境への影響など、さまざまな評価がなされることになっております。

それから、その後ですけれども、第4回か第5回、これ、まだ未定なんですけれども、さらに検討の場が開催される予定でございまして、その結果を踏まえて検証、対象ダムの総合的な評価が行われることになっております。

その後、素案の対応方針が国土交通省のほうから作成されまして、学識経験者と関係住民、あるいは関係地方公共団体の長、あるいは関係利水者の意見等を聴取する場が開かれ

る予定でございます。その後、事業の評価、監視委員会などを踏まえて対応方針の案が決定をされまして、本省への検討結果の報告がなされると。そして本省よりも本省からその結果を踏まえてこの事業の継続、あるいは中止というような判断が下されると、そういった状況でございます。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 説明をまとめますと、2回、過去そういった検討会議が行われまして、3回目が来年の1月早々にある予定である。それからパブリックコメントも行われて、いろいろな影響などを調査して、本省への報告、そして方針決定がなされる予定であろうということです。

本省の報告、それから本省の方針決定、ここら辺は時期的なめどというのは何か出てまずでしょうか。出てましたらば、当然そのとおりになるとは私は思わないんですけども、それがありませんでしたらばお知らせいただきたいんですが。

○議長（浅尾静二君） 水資源政策課長。

○水資源政策課長（半田佳哉君） これにつきましては国土交通省によりますと未定であるということは聞いています。来年の夏ぐらいかなということもちょっと一部では話してありましたけれども、今のところ予定では未定でございます。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 私はこの問題は非常に朝倉市にとっては大事なことだというふうに思っております。といいますのが、このダム群連携のダムが3つあるのは朝倉市ですので、朝倉市の舞台を使って、要するにほかの利水者、受益者のほうにメリットを施すような事業である。そして周りの受益者、事業者は早くやっってくださいというふうに思っているのではないかなというふうに想像しております。ですから、私はそういった中で、議会としてもこの問題には関心があるんだよということを一般質問することによって発信できたらなというふうに思っております。

きのう住民の方とお話をしておりましたらば、中島君は次は何の一般質問するんだということで、ダム群連携の質問をしますということ答えましたらば、余り地元の質問ばかりしたらだめだよというふうに言われました。地元の話じゃなくて、朝倉市全体の話なのになと思いましたが、それくらいまだ市民の皆様にとっては認識が薄い話なのかな、まだ公になってない話なのかななんていうふうに思いました。

そういった中で、前回の一般質問の中で、これは済みません、記録を見たわけではなく、私の記憶で申し上げてますので間違いがあったらお許しいただきたいんですが、市長は2つのことをおっしゃられたというふうに思っております。

1つは、朝倉市としては態度は決めていないということ、おっしゃられたと思います。それと2つ目は、朝倉市は瀬ノ下への通路では困ると、通過点では困るということをおっしゃったように私は記憶しております。

こういった中で、市長はこの事業についてどのようなお考えをお持ちなのか、もう1度、前回の質問のときはちょっと途中で時間切れになってしまったものですから、お伝えいただければと思っております。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） ダム群連携事業についての私のスタンスなり考え方ということのようではありますが、実はまず前段としてお話しさせていただきたいのは、10月にあったの2回目なんです。1回目が、あれは何月だったか、23年にありました。これはダム群連携事業と小石原川ダムを一緒にしようとしたんです。ですから、私はそのときに地元の市長として出席しておりましたので、ちょっと待ってくれと、小石原川ダムとダム群連携事業というのは関連はあるけども、丸々、もともと根本的に違う事業だったじゃないかと。小石原川ダムの建設がさきにあって、その途中で国交省がダム群連携事業というものを計画をしたんであって、だから一緒にするのはおかしい。実は下流の地域、どことは申しませんが下流の地域については、これを一緒にして一緒にゴーサインを出してもらいたいという、非常にそういう意識が強い、言われたとおり、下流の地域については。そういう形で今日まで、第2回目がことしの10月になったのはそういう事情もあります。もちろん国交省側の事情もあるんですけど、そういうことで今日に至ったということです。

そこで、ダム群連携事業について申し上げますならば、前回はこの場で答弁で申し上げましたように、もろ手を挙げて賛成してるわけじゃございませんよと。なぜかと申しますと、今のところダム群連携事業について言いますと、朝倉市としてのメリットがないと、ないというよりも見当たらないということ、それがいいことにはなかなかもろ手を挙げて賛成という形にはなりませんよというのが私の基本的な考えです。

もう1つ言いますと、その中の1つとして、最近では随分変わってまいりましたけれども、必ず、特に国交省あたりの話に出てくるのは瀬ノ下で40トンという話なんです。ちょっと待ってくださいと。小石原川なり佐田川、あるいはそのほかの支流もそうですけども、それは支流というのは瀬ノ下に水を送るための水路なんですかと、それは違うでしょう。そこにはその流域に住む数万の人間の生活があるんですよと、そのことを考えて事業を進んでくださいという話をさせていただいています。

そういうスタンスで今後もいかせていただこうと思っておりますので、第2回目についてもそういうふうなことを申し上げております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 私もこの一般質問の議会の場を借りまして同じことを申し上げさせていただきたいと思っております。朝倉市は水路ではないということ、申し上げさせていただきたいと思っております。やはりそういった筑後川の水を山の上まで揚げて、そしてそれを流すというのはそれなりの私はリスクがあると思っております、心配事があると思っております。そ

ういった意味では安易に受け入れられる事業ではないのではないかなというふうに思っております。

そういった中で、しかしセットだというふうに、小石原川ダムとセットだというふうに誤解をされている方もいらっしゃるし、また現実問題、小石原川ダムも近々完成の予定です。そして周りでは早くやってくれというような声も多々あると思っております。

そういった中で、私はやはり朝倉市がそろそろ決断を迫られるような時期に来てるのではないかなというふうに思っております。ただ、市長がおっしゃられましたように、水路ではないんだということをおっしゃられましたので、多分周りの利水者たちは、あれ、朝倉市はちょっと違うぞと、この事業の雲行きが怪しくなってきたぞというふうに感じてるのではないかなと思っております。でも、やはり国交省としては早く進めたい、そういった思惑はあると思っております。

まずは私はリスクがゼロになる必要があると思っております。心配事がゼロになる必要があると思っております。例えば筑後川の水を揚げることによって高木の生態系が壊れたりとか、ホテルがいなくなったりとか、私の地元であるスイゼンジノリがとれなくなるとか、そういったことは心配事をゼロにしてほしいと、あつてはならないことだというふうに思っております。

まずは心配事をゼロにするという仕組みをつくっていただきたいというふうに思ってますが、この点につきまして何か調査とか、それから心配事をなくす担保になるようなものというのはあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 水資源政策課長。

○水資源政策課長（半田佳哉君） 今の環境影響評価等の意見だったと思いますけれども、この事業につきましては、環境影響評価、環境アセスメントといいますけれども、これについてはこの事業は対象外ということをお聞きしております。それで、それにかわるような環境のレポートなりを求めているところでございます。第3回目の検討の場でそういった資料が出されるかどうかというのはまだわかりませんが、そういった資料が私たちがやっぱり判断する上で環境影響がどうなっているだろうか、生物に影響がないだろうかとか、そういった心配事をやっぱり払拭するものでなければ当然いけないものだと思います。

その点で国交省のほうがどこまで出してくるかというのがちょっと疑問に思っているところでございます。そここのところは十分に評価ができるような環境レポートなりをやっぱり提出を求めるべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） ちょっと補足をさせていただきますけれども、10月の26日にございましたときに私が申し上げました。これはいわゆる環境に対する問題、ほかにもあるん

ですけど、だけ申し上げますと、まずいわゆる筑後川からの流入水によってどういう影響があるかわからない状況で事業を進めなければならないことは非常に心配であると。それと先ほど申しましたように、いわゆるこの事業については法律で環境アセス評価を実施しなくてもいい事業になっておると。だからそれにかわるものをちゃんと出してほしいということをお願いしております。

それともう1つあるのが、まだたくさんあるんですけど、環境に関する事で言うならば、いわゆる小石原川、佐田川、朝倉市全域の水環境は、これはそのとき申し上げたのは、何が原因かわかりませんと、専門家じゃないから、いろんな原因がふくそうしてあるんだろうと思うけれども、いわゆる昔に比べて悪化してるというのは紛れもない事実であります。だから、これに対するいわゆるダム群連携事業がもし実施されるとするならば、朝倉市の水環境、ひいては流域の水環境に寄与するものであってもらいたいということをお願いさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 今、市長のほうから環境アセスメントに乗らない事業だというふうに聞きました。多分、学識経験者が評価をしてくださるんだと思うんですが、ここでわかりやすくするために、私は多分、大石堰のところ辺からただパイプを引いて山の上に水を揚げるだけのことと言ったら変です、揚げる事業ですので、面積が足りなくて環境アセスメントに乗らないのかなというふうに思ってるんですが、なぜ環境アセスメントに乗らないのかというのが、簡単に説明ができるようであれば御説明いただきたいと思えます。

○議長（浅尾静二君） 水資源政策課長。

○水資源政策課長（半田佳哉君） これは環境影響評価法の法律がありまして、河川とかこういうものに対しては専用面積といいますか、供用面積といいますか、そういった面積で判断するようになっております。その中で、土地改変面積ですけども、75ヘクタール以上が対象となる事業でございます。このダム群連携事業といいますのは、御存じのとおり導水管が約20キロぐらいになります。そしたら20キロぐらいに、あと占有面積となりますと、あと幅を掛けるような格好になります。幅を掛けても到底75ヘクタールには及ばないと、そういった意味で改変面積が75ヘクタールに及びませんので、これは環境影響評価の対象外という位置づけになっているところでございます。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） そういった決まりであれば残念なんですが、仕方がないのかなというふうに思っております。

そういった中で、学識経験者による詳細な調査、それをぜひともお願いしたいというふうに思っております。本当であれば、非現実的だというのはわかってるんですけども、1回揚げてどうなるのかということを見たいというふうに思ってるんですが、そういっ

たことは現実的ではないでしょうから、ぜひとも詳細な調査をお願いしたいと思っております。そういった中で、やはり事業は進むといたしますか、周りからの期待する声というのは大きくなっていくのかなというふうに思っております。

私は朝倉市にメリットがあればというふうに市長がおっしゃられたんですけども、そのメリットというのを私なりに考えてみました。それは市長のお話の中にも出ましたように、朝倉市の水環境は悪化しています。その悪化しているものに対してプラスになるもの、それが私は朝倉市のメリットだというふうに考えております。そこには水環境の現状がどうなってるのか、朝倉市の水環境の課題は何か、ここら辺を十分に捉えておく必要があるというふうに思っております。それは水政策庁内検討委員会の中で十分議論がなされてるのではないかと思っております。

常々、同じことばかり言ってるというふうに市長はあきれられるかもしれませんが、私は水環境に寄与するもの、プラスになるものの1つとして不特定用水の水増しと言ったら変なんですけども、プラスアルファ、不特定用水を0.37からもう少しふやしてもらうというのも1つのやり方ではないかなというふうに思っております。

また何回も質問させていただきましたけども、昔、私たちの住んでる土地の横の小川に水が流れていた生活用水をもう1回返してください、新たに下さいというのではありません、返してください。これが寄与するのではないかなというふうに私は考えております。私はこう思います。

市長は朝倉市にとってのメリットというのは何だというふうにお考えでしょうか、明らかにできるのであればお知らせいただきたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 検討の場で申し上げたように、朝倉市の水環境に寄与するものでなければならぬとも考えてる、このことに尽きると思っております。それはいろいろな考え方があるんでしょうけど。ただ、これは現実問題として、例えば今度、小石原川ダムが建設することによって佐田川の流量というのは0.24から0.37にふえます、まだふえてないんです、今からなんです。これにしても果たしてそれでいいのかという問題もございますし、ただ、これをそれは不特定用水という形で小石原川ダムをつくることによってこれはふえてるから、朝倉市ははっきり言ってお金を払わなくていいんです。じゃあ今度、ダム群連携事業でそれを求めたときに、先ほど前も言われた地域用水とか言うて声高に求めたとき、じゃあその分の金払ってくださいよという話になりかねないので、いかに朝倉市が経費を出さなくてメリットになるかと、をとっていくかということに私どもは努力していかなくちゃならんし、そうやらなくちゃだめだというふうに思ってます。そこらあたりは具体的なものはいっぱいあると思っておりますけども、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 私は過去、朝倉市内にあった湧水を取り戻したいというふうを考えております。生活用水を取り戻したいというふうを考えております。市長はお金の話が出てくるかもしれないよというような現実的なお話もありました。しかし、私たち朝倉市は水源地として受益者の皆様に、水の利用の事業者の皆様に良質な水を提供してるわけですから、そのところはぜひとも御理解をいただけないかなというふうに思っております。朝倉市は水が豊富です。そして豊かな質のいい水を提供してますということをもっともっとアピールをしていけば、私は受益者の皆様、それから事業者の皆様に御理解をいただけて、お金を出してくださいよということにはならないのではないかと、ちょっと考えが甘いかもしれませんが、そういうふうに思っております。

朝倉市にとって水の質がいいということは、朝倉市にとってのプライドであり、朝倉市の資産だというふうに思っておりますので、ぜひとも市長のほうに頑張ってくださいまして、今後事業の進捗を見守っていただきたいと思っております。

では、時間の関係上、次の質問に移らせていただきます。フッ化物洗口についてでございます。

これは大庭議員が前回の一般質問で質問されたというふうに思っておりますが、私はフッ化物洗口というのは、やってもいいんじゃないかなというふうな考えを持っております。いろいろ歯科医師会の皆様とか歯科医の皆様にも聞きましたらば、非常にメリットが大きいとおっしゃっております。非常に健康に寄与するということでした。これをすることによって患者さんが減りますから、もうけの種が減りますから困るんじゃないですかということも申し上げましたけども、そんなことはない、やはり非常に朝倉市民の皆様が健康になるんだらばいいんじゃないかという御返事をいただいております。

まずフッ化物洗口というのはちょっと聞きなれない言葉といいますか、一般的ではないと思しますので、これを簡単に説明をしていただければと思います。

○議長（浅尾静二君） 健康課長。

○健康課長（古川淳子君） フッ化物洗口のガイドラインということで、厚生労働省のほうから平成15年1月14日に出されております。その中で、実施方法について説明をされております。フッ化物洗口はみずからケアするという点では自己応用法であるが、その高いう蝕予防効果や安全性、さらに高い費用便益率など、すぐれた公衆衛生的特性を示している。特に地域単位で保育所、幼稚園や小中学校で集団応用された場合は公衆衛生特性の高い方法である。なお集団応用の利点として、保健活動支援のプログラムの一環として行うことが長期実施が確保される。

具体的には洗口のまず練習として、フッ化物洗口の実施に際して、事前に水で練習させ、飲み込まずに吐き出させることが可能になってから開始するというので、開始年齢は4歳以上からというふうにガイドラインのほうには書いてあります。

洗口の手順としまして、洗口を実施する場合は職員等の監視のもとで行い、5ないし10

ミリリットルの洗口液で約30秒間、ぶくぶくうがいをする。洗口中は座って下を向いた姿勢で行い、口腔内の全ての歯に満遍なく洗口液が行き渡るようにする。吐き出した後は洗口液はそのまま排水溝に流してよい。

洗口後の注意。洗口後30分間はうがいや飲食物をとらないようにする。また集団応用では調整した洗口液の残りは実施のたびに廃棄する。家庭用専用瓶では1人当たり1カ月間の洗口ができる分量であり、冷暗所に保存する。

ということで実施方法について書いてあります。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） ありがとうございます。フッ化物洗口といいますのはフッ素を使ったうがいといいますか、下を向いてぐちゅぐちゅぐちゅとするようなうがいで、毎日やるところもあれば、1週間に1回程度やるところもあるというようなことを書いてあります。

実施している県は佐賀県と熊本県があるというふうに聞いておりますが、福岡県内ではどちらか、やってあるところありますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育課長。

○教育課長（秋穂修寛君） 県内では久山町が実施してるというふうに聞いております。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 久山町がやってるということで、久山町は九大とタッグを組んで健康とかのデータをとったりとかするような先進市町村ですから、そういった意味では進んでいらっしゃるのかなというふうに感じましたが、今、歯磨き粉を買ってもフッ素が入ってますし、それから歯医者さんに行ってフッ素塗りますかと言ったら断る方は余り、ほとんどいないというふうに私は歯科医師の方から聞きました。

そういった中で、福岡県はなぜやってるところが久山町だけで、余り進まないのか、そこら辺のところのハードルといいますか、懸念事項みたいなのがわかりましたら教えていただきたいんですが。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 小学校におきまして、今議員おっしゃいましたようなフッ化物洗口を集団で実施することにつきましては、今おっしゃったように厚生労働省、あるいは日本歯科医学会等のほうでは、その安全性や有効性については一定認めてる部分はございますけれども、その一方で、今、子供たちにはアレルギー体質の子供たちがふえた状況もある中で、アレルギー等の安全性を心配する声が数多くあるということも教育委員会としては認識しておりまして、その辺が若干のハードルになっているかというふうに思います。

なお、保護者とか学校関係者につきましてもフッ化物洗口についての認識がまだ深まっておらないという状況の中では、なかなか難しいのかなというふうに考えているところで

ございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 私も質問するに当たりまして、フッ化物洗口を調べましたところ、初め、歯に何かワックスを塗るみたいにコーティングをするのかなというふうに思ってたんですけど、そうではなくて、フッ化物を塗ることによって歯にフッ素イオンがついて歯を強くしていくような、歯の層をつくっていくような、そういったイメージみたいなんですね。だから汚れてるのに、歯磨いてない子にフッ化物洗口しても効果がないんじゃないかなんてことを思っていたのです。そうではなくて、そういったフッ素のイオン層をつくっていくような、それで歯が丈夫になるそうなんです。これは永久歯がすぐ生えたばかりの小学生でやったほうが非常に効果があるということでございました。

積極的にやってる佐賀県では虫歯が40%から80%減ったとか、大人になっても効果が持続するとか、それから医療費の減少につながると、もちろん歯科の医療もですけども、よく歯がかめるということで、それから口腔ケアなんかをやってますけど、そういう口の中が非常に強いとか、衛生的であるということ、普通の病気のほうも医療費の削減になるということが書いてあります。そういった意味で私はメリットがあるのではないかなと思ってます。

ただ、今、部長のほうからお話がありましたように、ここで安全性がどうのこうのとかいうの、私は専門家ではありませんので話しても仕方がないというふうに思っております。いま一つまだ周知もできてませんし、各学校でこのメリット、デメリットについての説明会とか、そういった場があってもいいんじゃないかなと。こういったフッ化物洗口がありますけどどうしますか、やりますかと。そこでやりたくないということであれば、それは無理にやる必要がありませんので、そういった選択をする場、それから説明をする場を設けたらどうなのかなというふうに思っていますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 今議員おっしゃいますように、説明会については大変重要なことだというふうに教育委員会としても考えております。

先日、朝倉歯科医師会のほうからその説明会に関する説明と申しますか、そのことを甘木・朝倉地域の筑前町、東峰村、朝倉市の関係者に集まっていただいて、その説明をしております。それで教育委員会といたしましても、その保護者、あるいは学校教職員、それから関係者が一堂に会して説明会を開催することについては大変重要なことであろうと思っておりますし、最終的には十分安全性なり有効性を認識していただいた上で実施に踏み切っていくというふうにある一定のスパンを置いたほうがよろしいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 私、説明会はできたら開いていただきたいと思ってるんですが、現場の学校のほうとしては、やはり説明会をするということは導入への一歩になるのではないかというような、そういった心配も何かあるように聞いております。そういった中で、現場の学校関係者の方、教職員の方が主なんですが、こちらのほうはやはり心配といいますか、アレルギーとか、今いろいろ大変子供さんにケアをする、注意するような項目が多くなっておりますので、そういった部分が多くてなかなか説明会であったり、そういったものは難しいんでしょうか。教育長、もしそこら辺のところがお話しできるのであれば聞かせていただきたいんですけど。

○議長（浅尾静二君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） この問題につきましては、前、大庭議員が質問されたときにもちょっと申し上げましたけども、あのときにはレントゲンの問題を例に挙げてお話ししましたが、いろんな医療行為の中にメリット、デメリット、それから効果があるという期待感と、いろんな障害が出たりとか、薬害があったりとかいうそういう不安面、両方何でも持ち合わせてると思います。そういう面でこれまでもいろいろ学校の中で問題になった部分がございます。

今回の分、この問題が出たときに、教育長会の中でちょっと説明があったんですけども、多くの意見は、この事業そのものよりも事業を進める上でもう少し配慮したほうがスムーズにいくんじゃないかなというふうなことが意見として出されました。私もこの前、この朝倉地区の歯科医師会とのお話のときに、これをされるときは先生方の十分な理解を図られるようなことをきちんとされたほうが実際進められるときはいいんじゃないでしょうか。学校は子供さん一人一人の個に応じたいろいろな対応ということが非常に求められておまして、給食の問題にしてもいろいろあつたりしますので、学校で一律にというふうな考え方にはなりません、保護者の同意とか、いろんなことがありますので、そのあたりをきちんと理解していただいて、これは大丈夫だから進めなさいとか何々ということじゃなくて、担当者のとこが理解するような形で進められたほうが、少しは時間がかかりますけども、あとはスムーズにいくんじゃないでしょうかというふうなことを言いました。

だから先ほど申しましたように、教育委員会としてはきちんとした理解を図るような、保護者に知っていただくことを説明することは大事なことから進めたいと。だから説明会のときには、メリット、デメリットございましたら、きちんとそれを両方伝えていただきたいということは要望しております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 時間がかかっても現場の理解を十分とって慎重に進めていくのが急げば回れではないんですけども効果的ではないかというような教育長のお考えだという

ふうに思っております。

私もやはり新しいものに取り入れていくわけですから、そこに当然、現場の理解というのは必要ですし、性急でいくとなかなかそこで拒否反応がやはり出るのかなというふうに思っておりますので、そういった意味でもやはり説明会というのは必要なのかなというふうに思っております。

福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例というのができてるそうです。これが平成25年にできておまして、地元の県議も非常にこれに尽力をなさったというふうに聞いておりますので、朝倉市のスローガンといいますか、キャッチフレーズが健康文化都市の創造ということですので、子供の健康に寄与するのであれば、私は説明会ぐらいはいいのかなというふうに思っております。

また、憲法の第25条、話がちょっと大きくなるんですけども、全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するというふうにありますので、健康に寄与するならばいいと思いますし、また同じ第25条に、国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないというふうになってありますので、いいことであればぜひとも取り入れていくべきなのかなというふうに思っております。

いろいろ今、現実では慎重であるべきという意見もあれば、私のように進めてもいいんじゃないかなという考え、いろいろあると思いますけども、ぜひとも説明会を開けるようになりまして、私はそういった説明会を開くという行為の手伝いを私がこの一般質問で取り上げることによってなればなというふうに思って、今回質問をさせていただきました。

この質問は以上で終わらせていただきます。

最後に、気になる子供たちの対応についてを質問させていただきます。

発達障害のある可能性のある子供の特徴についてということで、質問1番目、挙がりますけども、発達障害とは何か、まずここの定義を明らかにしたいんですが、説明をお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 健康課長。

○健康課長（古川淳子君） 発達障害支援法というのが平成17年4月1日に施行されております。その中で、発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群、その他広範性発達障害、学習障害、注意欠陥多動障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義しています。発達障害は脳機能の発達に関係する生まれつきの障害です。親の育て方やしつけが原因ではなく、精神疾患でもありません。見聞きしたものを理解し記憶する、過去の経験に照らして計画を立てて行うといったさまざまな脳の認知機能に偏りがあることがわかっていますということで定義されてます。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 私もその発達障害というと、最初は理解が余りありませんで、何か多動症とか、教室の中を走り回ってる子なんか見ると、親のしつけができてないとか、

そんなふうに誤解をしてたんですけれども、これは明らかに病気であると、障害であるということだそうです。そして、これはこういう方々は、今非常に医学も進んでまいりまして、発見がしやすくなったというふうに聞いております。大体どれくらいいるかというパーセンテージみたいな数字、お持ちでしたらばお知らせください。

○議長（浅尾静二君） 健康課長。

○健康課長（古川淳子君） 統計的には乳幼児とかその辺はわからないんですけど、学童に関しましては6%程度いるというふうに言われています。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 私も調べましたら同じです、6%から10%ほどいるというふうに書いております。ですから、仮に20人から30人学級であったら二、三人いるというような、そんなイメージだと思うんですけれども、私は朝倉市はこれから戦略上、やはり若い人たちに魅力ある都市じゃないといけないというふうに思っております。そしてクラスに1人か2人、いるのであれば、そういった子供たちに対して手厚いよというような、そういう町であってほしいなというふうに思っております。何よりそういう方たちに対して手厚いケアができればその子のためになる、その子が早く気づいてふさわしい教育であったりケアができるというふうに思っております。発見が遅くなったり手当が遅くなると、その子にとってはデメリットになるというような考えでこの質問をさせていただいております。

そういった中で、この発達障害の子供たちはどうやって朝倉市では見つかるんでしょうか。親の自己申告で見つかるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 健康課長。

○健康課長（古川淳子君） 先ほど発達障害支援法の関係を申しましたんですが、健康課で実施してる乳幼児健診において、月齢に応じた発達ができているかと視点を持って健診をやっております。保護者からの聞き取りや子供に対して名前や年齢などの簡単な質問に応答できるか、発達障害の早期発見にも留意を行っております。

乳幼児健診の中で1歳半と3歳児健診の中で認定心理士の方に2人来ていただいて、ちょっと気になるとかお母さんの発言で言われた場合は、その方に判定をしていただいています。その後、もう少し様子を見たほうがいいんじゃないかという子供さんがいらっしまった場合は、2カ月に1回ですけども、そういった専門の方を配置しまして、小児科医師、乳児発達専門医の方や認定心理士、精神保健福祉士、言語聴覚士、保育士、保健師というスタッフで2カ月に1回、そういった相談会を行っております。

また、保健所でも同じ日に、年6回ですけども、保健所のほうでもやってありますので、市のほうで対応できない場合はそちらにお願いしたり。また1回で終わらずに継続的に行っております。

また、その発達相談の機会とか、乳幼児健診を利用して保育所とか幼稚園のほうから相談に伺いたいということで、その場を利用していただいている経過もございます。

また、保護者の方からの相談も直接受けたりもしております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 今のは未就学児のケースだと思うんですが、就学児はどのようになっていますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） ただいまの健康課長が申しあげましたようなことで、その発達障害の児童生徒の把握はしておる部分はございますけれども、教育委員会として把握しておりますのは、保育所なり幼稚園に小学校のほうで直接現場を見たり、子供たちの活動を見たり、あるいは園長、所長と協議をする中で、どういう状況であるかというまず子供たちの状態の把握をいたしております。

あと、今度は就学時前になりますと就学時健診というのを10月から11月にかけて実施をしております、その中で保護者からの相談なり、あるいは保育所、幼稚園等からの情報を受けた中で、そういった子供たちの状態を確認をしてるというふうな状況でございます。

あと、それプラス在籍している小中学校につきましては、また学校のほうから報告を受けまして、就学指導委員会というものにかけまして判定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 時間がなくなってきましたんですけども、今のお話だと、親御さんがわかりましたと、うちの子は発達障害なんですねということを受容するといえますか、受け入れた場合だと思うんですけども、もし、いやいや、うちの子供は大器晩成型なんです、人前では緊張して、家ではきちっとしてます。ですからうちの子は発達障害ではありません。何を言ってるんですか、うちの子を偏見で見ないでください。こういった場合はどうなりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 最終的にはやはり保護者の同意が必要でございますので、医療機関なり学校、保護者と十分に協議をしながら、できるだけ子供にとってよりよい教育ができるような環境づくりになるように持っていきたいというふうに思います。

最終的には保護者の同意をいただいて、その同意がいただけない場合については通常学級のほうに在籍をしていただくと。その後、手厚い支援を行っていくというような形でやってるところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） もう時間が済みません、あと2分切ります、そろそろなっていましたので、もうまとめに入りたいと思うんですが、先ほど言いましたように、親御さ

んのやはり理解というのはどうしても必要だというふうに聞きました。勝手にレッテルを張るということはできません。しかし、親御さんの理解を得られない場合もありまして、現場の先生であったり、また教育委員会の皆様が非常にエネルギーを使ってあるというようなことも聞いておりますので、何かそういった新しい仕組みと申しますか、そういったのができないかなというふうなことを私は考えております。

残念ながらちょっと時間がないので、ここでは明らかにすることができないんですけども、ただ、朝倉市にとって子供に対して手厚いということは朝倉市にとってプラスだというふうに考えておりますし、また、その子供個人にとっても将来を明るくするものだというふうに思っております。またこれは機会を見て、次回にでも質問をさせていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（浅尾静二君） 10番中島秀樹議員の質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はあす10日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時39分散会